

Research review of support for challenged children in child daycare center

Ryo Date

ABSTRACT

The purpose of this study is to investigate effective support for challenged children in child daycare center for this purpose I reviewed research. After 1996 the number of have been increasing research for challenged children in child daycare center.

Child daycare center with challenged children is based on the “Guidelines for the Implementation of Childcare for Children with Disabilities” formulated by the Ministry of Health and Welfare in 1974. Since admission policy changed, the number of the challenged children to be able to go to daycare centers have been increasing. In 2019, a comprehensive support project for children with medical care, etc. was started, and it is required to support childcare for challenge children at daycare centers.

We reviewed the prior literature on childcare for challenge children by classifying the relationship between challenged children and support from a micro-meso-macro perspective based on a life model based on an ecological perspective by C.B.Germain. At the micro level, child care worker are trying to get involved on a daily basis, grasp the true nature of the child, and build a better support relationship in order to objectively understand the child himself. At the meso level, child care worker cooperate in interaction with each other, both inside and outside the daycare center to which they belong, in providing assistance to challenge children. At the macro level, it was required to build a support system in the region that could cooperate with each specialized agency centered on “childcare”.

Based on these research review, support for challenged children is not limited to “challenged children” and “environment (human environment / physical environment)”, but “child care worker” in “environment (human environment / physical environment)”. It was suggested that it is effective to carry out social work that respects diversity, including the interaction between “” and “other institutions / professionals”.

保育所における 障害児保育に関する研究動向

伊達 諒

要 旨

本研究の目的は、日本の保育所における障害児保育に焦点を当て、保育所に在籍する障害児への支援に関する研究動向を明らかにすることを目的とした。

障害児保育に関する先行文献を、ジャーメイン（C.B.Germain、1980）によるエコロジカル・パースペクティブによる生活モデルに基づき、障害児と支援の関係性をミクロ・メゾ・マクロの視点から分類しレビューを行った。ミクロレベルでは、保育士が客観的に子ども自身の理解を図るため、日常的に関わり子ども本来の姿を捉え、より良い支援関係の構築を図ろうとしている。メゾレベルでは、保育士が障害児への援助を行うにあたって、所属する保育所内外問わず、相互作用における連携を行っている。マクロレベルでは、「保育」を中心とした各専門機関などとの連携を図ることができる地域における援助体制の構築が求められていた。

これらの研究動向から障害児への支援は、「障害児」と「環境（人的環境・物的環境）」に留まらず、「環境（人的環境・物的環境）」における「保育士」と「他機関・他の専門職」との相互作用を含め、多様性を尊重しているソーシャルワークの実施が有効であると考えた。

I．背景と目的

本研究の目的は、日本の保育所における障害児保育に焦点を当て、保育所に在籍する障害児への支援に関する研究動向を明らかにすることである。

2020（令和2）年現在、障害児保育の利用児数は、年々増加をしている。厚生労働省¹⁾によると2010（平成22）年度の障害児受入保育所数は、13,950箇所、在籍障害児数45,369人であった。2018（平成30）年度、保育所23,524箇所の内、障害児受入保育所数は、18,137箇所、在籍障害児数は、78,809人である（図1・2）。

保育所での障害児保育は、健常児集団の中に障害児の受け入れを行う、統合保育が実施されている。障害児保育の発端は、1974（昭和49）年に厚生省により策定された「障害児保育事業実施要綱」である。策定時は、今まで行われてきた分離保育の成果を認めるとともに、保育に欠ける軽度の心身障害を有する幼児を保育所に入所させ、一般の幼児（健常児）とともに集団保育を行

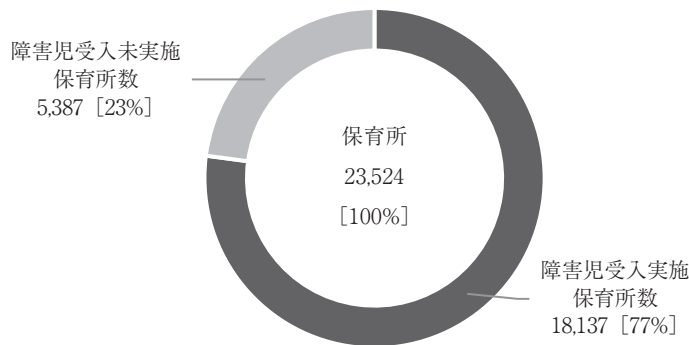


図1 全体保育所数の割合

厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」より作成

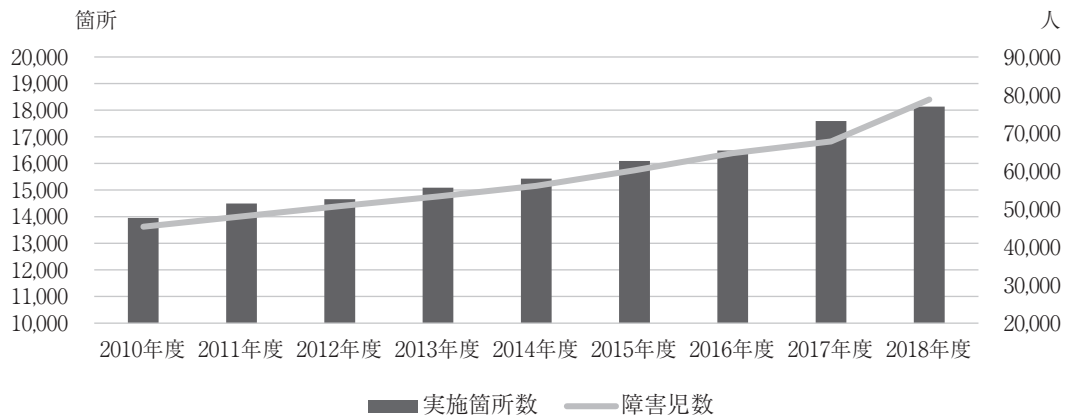


図2 障害児保育の実施箇所数及び障害児数の推移

厚生労働省「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育の実施状況について」より作成

うことにより、健全な社会性の成長発達の促進及び福祉の増進を図ることを目的として位置付けた。策定以降は、1978（昭和53）年に「保育所における障害児の受入れについて」が通知された。この通知により、障害児保育制度は、対象年齢、保育所への入所方式が変更されている。その後、1980（昭和55）年に、新たな内容として「保育所における障害児の受入れについて」が通知された。ここ45年を見ても、対象者が軽度から中度、中度から医療的ケア児へと、時代とともに保育所全体に拡大が図られた。

障害児保育を支えている制度には、保育所における保育の内容に関する事項及び運営に関する事項を定めている保育所保育指針がある。保育所保育指針（2018）には、障害のある子どもの保育に関する記載がある。保育所保育指針の内容を解説している保育所保育指針解説（2018）にて、「保育所では、障害のある子どもを含め、一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、全ての子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しをもって保育することが必要である」としている²⁾。そこで、障害児を含めた特別な配慮を必要とする子どもへの指導として、個別の指導計画の作成が挙げられている。すなわち保育所では、障害児への保育体制が告示に基づく障

害児への個別的な援助が、計画として明示されている。その根幹には、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が挙げられる。

統合保育を実際に支えている制度には、巡回相談がある。巡回相談は、1996（平成8）年、厚生省児童家庭局長通知「障害児（者）地域療育等支援事業の実施について」により開始され、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に定期的もしくは随時訪問を行い、地域の在宅障害児（者）及び、その保護者に対して各種の相談・指導を行うものである。近年では、2010（平成22）年に創設された、保育所等を訪問し、障害児以外との集団生活への適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援（児童福祉法）及び、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所などの子どもや保護者が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業（発達障害者支援法）による支援が行われている。

2019（平成31）年4月1日には、厚生労働省により医療的ケア児等総合支援事業が開始された³⁾。医療的ケア児等総合支援事業では、医療的ケア児等の支援体制を整備するため、①医療的ケア児等の協議の場の設置、②医療的ケア児等支援者養成研修の実施、③医療的ケア児等コーディネーターの設置、④併行通園の促進、⑤医療的ケア児等とその家族への支援が実施されている。このように保育士には、これまでの保育に関する専門的知識及び技術に限られず、多岐に渡る視野を持ち障害児への支援を行うことが求められる。

筆者は、障害児相談支援事業所における相談支援専門員として障害児計画相談支援に携わった。担当していた障害児が通っていた保育所に援助方針の共有を図ろうと試みたが、子育て支援（保育士）と障害福祉施策（相談支援専門員）の援助方法についての連携が図られず、戸惑う体験を有した。このような体験が、保育所における障害児を支援する上で、保育士と相談支援専門員の連携が必要であり、支援体制の構築が挙げられる。つまり、保育所における障害児支援は、ソーシャルワークの実施が必要ではないだろうか。

そこで、これまでの障害児保育に関する先行文献をジャーメイン（C.B.Germain、1980）によるエコロジカル・パースペクティブによる生活モデルに基づき、障害児と支援の関係性をミクロ・メゾ・マクロの視点から分類しレビューを行う。以下では、文献研究と考察を行っていく。

Ⅱ．方 法

保育所における障害児への支援課題を言及している先行研究の整理を行うため、NII 学術情報ナビゲータ（CiNii）を用いてデータベース検索を行った。検索に用いたキーワードは「障害児保育」とした。（最終検索日：2020年8月11日）。検索の結果、809件が該当した。そこで、出版年ごとに整理を行い障害児保育の研究動向を確認した（図3）。障害児保育に関する研究は、1970（昭和45）年によるものが最古であり、研究件数が、1996（平成8）年以降に増加している

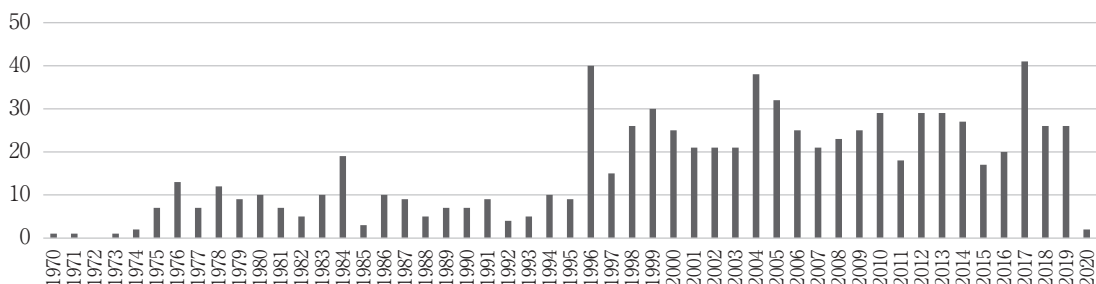


図3 「障害児保育」をキーワードに検索した論文件数

筆者作成

傾向であった。

増加傾向の要因には、1993（平成5）年に改正された障害者基本法が挙げられる。障害者基本法は、1970（昭和45）年に制定された心身障害者対策基本法による障害者施策の基本的な法律がある。障害者基本法は、この心身障害者対策基本法に1981（昭和56）年の国際障害者年における「完全参加と平等」及び国連・障害者の十年（1983年～1992年）等の新しい内容が、加えられた改正となっている。これらの要因が、研究動向においても影響していると考えられる。すなわち、障害児保育の研究は、障害者基本法を制定されたことで関心が広まり、上記動向に影響が繋がったと考えられる。

なお、今回の検討では、支援の枠組みを検討するため、対象とする先行研究は、1996（平成8）年以降に出版された、学会誌、紀要等の論文から、保育所に通所する障害児への支援課題について言及しているものを選択した。その際、実践報告及び事例報告は対象から除外した。

Ⅲ．結 果

選択した論文は、生活モデルの採択に従い、1.子ども自身を理解することに焦点を当てた「ミクロレベル」、2.他機関との連携に焦点を当てた「メゾレベル」、3.支援体制の構築に焦点を当てた「マクロレベル」に分類した。分類した結果、保育士は、障害を問わず、子どもへの個別的な理解を図ることを基盤に所属する保育所内外問わず、相互作用における連携を行っている。この連携を支える体制には、地域において援助体制の構築が求められていた。

1. ミクロレベル（子ども理解に基づく支援）

本節で示す「ミクロレベル」は、子ども理解に基づく個別的な援助を示す。ここでは、子ども自身を理解することに焦点を当てている二宮（2014）及び佐藤・七木田（2013）の研究を取り上げ整理を行う。その結果、保育士が、客観的に子ども自身の理解を図るために日常的に関わり、子ども本来の姿を捉え、より良い支援関係の構築を図ろうとしていた。

二宮（2014）は、統合保育および交流保育の実施園が、在籍する園児への与える影響を調査し

た研究動向にて障害のある子と園児たちとの仲間関係の調整及び、相互作用を行える場をマネジメントする存在として保育者による直接援助や間接的援助が、重視されていることを明らかにしている。

佐藤・七木田（2013）は、保育所・幼稚園で行われている、障害児保育に関する研究の特徴には、①保育所・幼稚園における障害のある子どもへの保育は、その子どもの苦手さの克服・改善よりも得意な事象へのアプローチから子どもの世界を広げようという関わりの工夫がなされている、②保護者や他機関との連携などの視点から多くの検討が行われている、③日常の生活場面の中で、障害のある子どもと他の子どもとの関りに着目し、クラス集団において障害のある子どもの育ちが他児とのやりとりの中で形成されていく過程があるとしている。

これらの研究からミクロレベルでは、保育士が、客観的に子ども自身の理解を図るために日常的に関わり、子ども本来の姿を捉え、より良い支援関係の構築を図ろうとしていることに着目されている傾向が示されている。

2. メゾレベル（相互連携）

本節で示す「メゾレベル」は、他機関との連携に焦点を当て、保育士を中心とした他職種との相互作用による子どもへの支援を示す。ここでは、先行研究を1）担任保育士に焦点を当てた研究、2）加配保育士に焦点を当てた研究、3）巡回相談に焦点を当てた研究に整理した。それぞれに研究を整理したことにより、保育士が、障害児への援助を行うにあたって、所属する保育所内外問わず、相互作用における連携を行っていることが示されていた。

1）担任保育士に焦点を当てた研究

以下では、担任保育士と専門機関との関係性に着目を図るために、野澤・石田・藤後（2017）、河内・濱田・福澤（2005）、田川・本谷・津村（2006）、泉谷・上原・菅原（2005）による研究を取り上げた。その結果、これまでの研究により担任保育士は、保育所内外問わず、相互作用による連携が見られた。

野澤・石田・藤後（2017）は、保育者と保護者との連携が、日常的に双方から行われていることを明らかにしている。特別な配慮を必要とする子どもを担当する保育者へ対象とした調査によると、保育者と保護者の間には、保育者から保護者への助言・指導、保護者から保育者への相談内容と件数から、双方向的なやり取りが行われていた。例えば、基本的生活習慣、食事に関する内容である。助言・指導方法には、主に二つの方法が行われている。一つ目は、登園時や帰園時における保護者との直接的な口頭でのやり取りを行うものである。二つ目は、子どもの様子や保護者が悩んでいることを連絡帳に記載し、情報のやり取りを行うもの及び、保育所内での子どもへのしつけを通じて行う間接的な指導によるものである。

河内・濱田・福澤（2005）は、保育所・保育園における障害を伴う子どもの「統合保育」の現状として職員間の協力、研修、専門機関との連携が行われていることを明らかにしている。統合

保育の実態調査によると、9割以上の保育施設が、他機関との連携を行っている。他機関との連携先には、総合療育センター、児童相談所、通園施設が挙げられており、これら一か所に限らず複数の施設と図っている。

田川・本谷・津村（2006）は、保育士に対する統合保育に関する意識調査にて、保育所内の保育者や保護者だけでは解決できないレベルでの諸条件の改善の必要が、数多く存在を明らかにしている。併せて泉谷・上原・菅原（2005）は、統合保育の実施により、周囲の人間関係がより深まり「連携」の向上が評価されていることを明らかにしていた。

このように、担任保育士は、子どもへの援助を目的とし、保護者との日常的なやりとりを中心に保育士間、専門機関など保育所内外問わず、相互作用による連携が行われている。

2) 加配保育士に焦点を当てた研究

以下では、加配保育士⁴⁾による視点から西川・永田（2012）及び田中・高橋・田丸（2012）による研究を中心に取り上げ、加配保育士による視点から専門機関との関係性について着目した。その結果、加配保育士には、担任保育士以上に障害児への援助を行う役割が求められていた。

西川・永田（2012）は、障害のある子どもや障害との診断はでないものの、発達が「気になる子ども」に対する、加配保育士が行う保育の配慮や家庭及び、専門機関との連携の実情と課題を明らかにする調査において、加配保育士自身の保育経験の浅さにより、障害に関する知識及び技術不足に繋がっていることが顕在化されている。

田中・高橋・田丸（2012）は、加配保育士を対象とした調査結果では、保育経験6年から15年の中堅保育者と16年以上の熟練保育者との間で、自分自身が他者と連携を図るとする主観的評価に差が表れていた。すなわち、加配保育士の保育経験が、担任保育士をはじめとする職員連携の捉え方に影響が見られた。

このように加配保育士による視点では、専門機関、他の保育士を含めた職員連携の必要性を理解している。

ところが加配保育士自身が、療育施設勤務の経験が乏しい（河内・福澤・濱田、2006）。公立保育所にて臨時採用保育士が、加配保育士の役割を担っていることが多く、保育従事への保障がされていない（西川・永田、2012）。これらから示されるように加配保育士が、実践に結びつけることへの困難な状況が見られた。

このように加配保育士には、担任保育士以上に障害児への援助を行う役割が求められている。しかし、職員連携の重要さを感じているが、実践に結びついていない状況である。また常時、障害に関する知識と技術の向上が求められる。

3) 巡回相談に焦点を当てた研究

以下では、巡回相談の視点として佐伯（2013）及び和田（2015）による巡回相談に関する研究を示し、保育士との連携について整理を行った。その結果、巡回相談における専門職は、障害児

への支援を行う保育士に対する、後方支援の必要性が見られた。なお、高田（2015）は、社会福祉ソーシャルワークの視点から調査を行い、保育園が様々な専門機関や専門職と連携することで、保育士が異なる視点から助言を受けられると示している。この点からも巡回相談は、有益であると示唆される。

佐伯（2013）は、巡回相談の位置付けは、児童の保育を行う保育士への相談員（コンサルタント）であるとしている。同様に和田（2015）は、巡回相談の立場から、保育の現状及び今後の保育課題の考察にて保育者が、子どもの気になる行動の要因（障害特性による行動、発達による一過性の行動及び、親の養育態度などの環境性による行動）について、理解及び判断に迷うことを示している。

すなわち、障害児保育における巡回相談とは、障害児保育を行う保育士に対する後方支援の役割を有していた。保育士が、障害児への保育を行い、巡回相談者が、保育士に対する相談を双方向によるやりとりを行うことが、外部機関との連携として挙げられる。

このように、巡回相談は、障害児への支援を行う保育士に対する後方支援の機能を有している。機能には、子どもの気になる行動場面における保育士の理解、判断への迷いが関連している。連携方法は、保育士との協働によるもの、保育士への介入を通して行うものが確認された。しかし、保育士の職務範囲内では、障害児への配慮、場面的支援を行うことが、日常的に可能ではなく、クラス運営のバランスを配慮した葛藤を考慮しなければならないものでもある。

これらのように、それぞれの視点（担任保育士、加配保育士、巡回相談）に焦点を当てた研究に整理を行った。日々、保育士は、保護者と協同しながら、子どもへの援助（保育）を行っている。集団保育を基本としている日本の保育所では、障害児を保育することに対する負担は計り知れないものがある。

担任保育士・加配保育士は、保護者との関係性が構築されており、日常的な連携とする相互作用が行われている傾向を示している。しかし、それぞれの保育士自身が、職務範囲において、解決できる課題と解決できない課題がある。保育士と保護者による支援体制では、困難な課題に直面した時、保育士の職務範囲で対応できない状況がある。実際に周囲からの連携や協力を十分に得られていないと感じている保育者が、ベテランの保育者及び障害児保育経験のある保育者に多く、園の保育者同士や保護者、他機関との連携が不可欠であることを示唆しているものがある（富田・根本、2019）。

本節では、「メゾレベル」として、他機関との連携に焦点を当て「保育士（加配保育士を含む）」と「専門機関（巡回相談）」との相互作用による子どもへの支援を示してきた。その結果、保育士が、障害児への援助を行うにあたって、所属する保育所内外問わず、相互作用における連携を行っていることが示されていた。また、連携機能は、担任保育士以上に、加配保育士が役割を担うことが求められていた。今後、障害児への保育は、保育所内、保護者との連携に留まらず、保育士を中心とした、他職種の専門職（巡回相談員）が連携を図り、各種の長所を生かした障害児への支援を検討すべきであると考えられる。

3. マクロレベル（支援体制の構築）

本節で示す「マクロレベル」とは、支援体制の構築による障害児への支援を示している。以下では、園山・由岐中（2000）、河内・福澤・濱田（2006）、大林・池田（2006）による研究から、障害児保育における支援体制の構築の現状と課題について検討を行う。その結果、「保育」を中心とした各専門機関などとの連携を図ることができる地域における援助体制の構築が求められていた。

園山・由岐中（2000）は、保育所障害児保育の行政担当職員を対象とした調査によると、障害児を受け入れている保育所は多く、行政の立場でも統合保育に積極的に取り組んでいる姿勢を明らかにしている。しかし、地域に応じて差異が見られていること、巡回相談や保育士研修の回数は少なく、保育所長に対する研修の必要性を述べている。

河内・福澤・濱田（2006）は、保育所・保育園（乳児専門保育所を除く）に勤務する統合保育の経験がある保育士を対象とした調査により、保育士は、障害に対する専門的な知識不足に伴う、不安傾向が示されている。加えて、保育士にかかる負担感や障害児保育への不全感に対する支援体制の構築が緊急の課題と述べている。

大林・池田（2006）は、障害児保育を実施している保育士を対象とした調査において、子どもの問題行動への対応に日々、保育所内の職員に相談しながら、保育を実施していることが示されている。そこには、障害児の「自立」を視点とする、医療や保育等が、専門性を発揮し、地域福祉も一体となって連携し、社会で援助することを不可欠とするものであった。

本節では、「マクロレベル」として、支援体制の構築による障害児への支援の必要性を示してきた。その結果、「保育所」を中心として各専門機関などとの連携を図り、地域における援助体制の構築が求められていることが示唆されていた。

IV. 考 察

本研究では、日本の保育所における障害児保育に焦点を当て、保育所に在籍する障害児への支援に関する研究動向を明らかにすることを目的としてきた。生活モデルに基づき、障害児と支援の関係性をミクロ・メゾ・マクロの視点から分類した。その結果、保育士は、障害児への個別的理解を図ることを基盤に、所属する保育所内外及び、保育所内の専門機関にて、相互作用における連携を行っている。この連携を支える体制には、地域において援助体制の構築が求められていた。

ミクロレベル（子ども理解に基づく支援）では、障害児と保育者の関係性に着目した研究が多く、保育者の働きかけにより障害児の成長過程を検討するものが見られた。

メゾレベル（相互連携）では、担任保育士が子どもとの仲間関係や保護者との連携を重視している。加配保育者には、保育経験を提供する研究が必要であることが示唆されている。巡回相談では、保育士とは異なる視点からの後方支援機能を有していた。今後は、多くの職種や専門職が、

連携を図ることができるシステムの普及が課題である。

マクロレベル（支援体制の構築）では、障害児への支援の必要性を示し、地域支援体制の構築が示唆されていた。

このように、保育所における障害児保育の先行研究を概観したことにより、個別的な支援、保護者、保育者間、専門機関による連携を図る必要性について挙げられる。そのためには、連携を円滑に図ることができる、社会的制度、長期的に地域の中で行う支援体制の構築が急務であると示唆された。今後、保育所における障害児保育では、職員間における連携、連携における理念についての目標・方針を共有するためのソーシャルワークを行うことで、地域における支援システムの構築が促進されるのではないだろうか。

本研究では、保育所における障害児保育の研究動向を明らかにすることで、今後の障害児保育に関する研究課題を示した。その結果、障害児への支援は、多様性を尊重されているソーシャルワークの実施が有効であると考ええる。また、障害児自身の多様性を尊重される環境整備が、視点に含まれる必要がある。ソーシャルワークの実施により「人間」と「環境」の相互作用に着目することが可能となるのではないだろうか。また、「障害児」と「環境（人的環境・物的環境）」に留まらず「環境（人的環境・物的環境）」における「保育士」と「他機関・他の専門職」との相互作用も視野に入れることが可能ではないだろうか。

今後の課題として、本研究で示した支援者間における連携課題についての継続した研究及び、保育所と他機関との連携における関係性に着目した調査を行うことである。

【注】

- 1) 厚生労働省「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育の実施状況について」（閲覧日：2020年10月20日）<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/R1gaiyo.pdf>
- 2) 厚生労働省（2018）『保育所保育指針解説』株式会社フレーベル館
- 3) 厚生労働省「医療的ケア児総合支援事業の実施について」（閲覧日：2020年7月25日）<https://www.mhlw.go.jp/content/000496824.pdf>
- 4) 加配保育士とは、特に障害児保育を行うために保育所・幼稚園・認定こども園で臨時的にクラスに配属される加配保育士及び加配教諭である。加配保育士・加配教諭は、障害児に限定した関りではなく、担任と連携しながら他の幼児の保育を担当する。

【参考文献】

- 泉谷千晶・上原健二・菅原伸康ほか（2005）「青森県における統合保育の現況及び意識に関する調査研究—統合保育環境が保育者の専門性に与える影響について」『青森明の星短期大学研究紀要』31，9-20.
- 河内しのぶ・濱田裕子・福澤雪子（2005）「統合保育の現状について—K市の保育施設へのアン

- ケート調査より一」『産業医大誌』27(3), 279-293.
- 河内しのぶ・福澤雪子・濱田裕子(2006)「統合保育が保育士に与える影響：K市で統合保育を経験した保育士へのアンケート調査より」『産業医大誌』28(3), 337-348.
- 二宮祐子(2014)「障がいのある子どもとの関わりが園児に与える影響に関する検討」『田園調布学園大学紀要』9, 223-236.
- 西川ひろこ・永田彰子(2012)「加配保育士がとらえる特別支援保育の課題と他機関との連携」『安田女子大学紀要』40, 183-191.
- 野澤純子・石田祥代・藤後悦子(2017)「保育上特別な配慮の必要な子どもの身辺自立の実態と家庭支援—保育者アンケートを通して—」『立教女学院短期大学紀要』49, 143-150.
- 大林博美・池田信子(2006)「障害児のよりよい支援に向けて—地域ケア・長期ケアのあり方を探る—その1～障害児保育の現場(障害児を担当する保育士へ)のアンケート～」『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』23, 19-32.
- 佐伯文昭(2013)「保育所・幼稚園における巡回相談について」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』16(2), 85-92.
- 佐藤智恵・七木田敦(2013)「保育所・幼稚園における障害児・気になる子の保育支援に関する研究の変遷：特別支援教育への転換がもたらした影響を中心に」『広島大学大学院教育学研究科紀要』(第三部, 教育人間科学関連領域)62, 171-178.
- 園山繁樹・由岐中佳代子(2000)「保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討—療育のある統合保育に向けての課題—」『社会福祉学』41(1), 61-70.
- 田川元康・本谷望・津村幸子(2006)「障害児の統合保育に対する保育士の意識」『京都女子大学発達教育学部紀要』2, 23-31.
- 高田さやか(2015)「保育ソーシャルワークに求められる専門性—「気になる子」の保育園実態調査より—」『夙川学院短期大学研究紀要』42, 19-29.
- 田中浩司・高橋実・田丸尚美(2012)「地域における障がい児保育の支援システムの研究(その2)加配保育士に着目した職員連携の実態と課題」『福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報』9, 79-86.
- 富田久枝・根本咲那(2019)「インクルーシブ保育に対する保育者の意識—保育者効力感・人権意識に着目して—」『千葉大学教育学部研究紀要』67, 89-96.
- 和田薫(2015)「保育所における障がい児の保育支援—巡回相談時の保育者の質問を中心に—」『関西学院大学教育学会教育学論究』7, 189-194.